

平成 20 年度 随時監査結果報告書

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項の規定による監査

2 監査の対象

企画部（企画課、財政課）、総務部（生活安全課）、会計課等

3 監査の範囲

「財団法人羽村ふれあい地域づくり公社」の解散及び清算に伴う出納その他の事務の執行状況

4 監査の期間

平成 20 年 12 月 2 日から平成 21 年 2 月 19 日まで

【説明聴取日 平成 21 年 2 月 3 日】

5 監査の主眼及び方法

「羽村町コミュニティ振興公社」を母体に、「羽村市国際交流協会」「花と緑の事業団」を統合し、平成 12 年 4 月に設立された「財団法人羽村ふれあい地域づくり公社」（以下「ふれあい地域づくり公社」という。）は、国による公益法人制度改革や指定管理者制度の創設など社会情勢の変化の中で、その役割を終了し、平成 20 年 3 月 31 日をもって発展的に解散した。

平成 20 年 6 月に清算終了の登記がなされ、残余財産については羽村市に全額寄付がなされた。

今回の監査にあたっては、主に次のような事項が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、書面監査及び関係職員の説明を求め実施した。

- (1) 「財団法人羽村ふれあい地域づくり公社」の解散・清算事務についての指導監督は適切に行われているか。
- (2) 市に寄付がなされた「財団法人羽村ふれあい地域づくり公社」の残余財産は確実に収入され、会計処理及び管理運用は適正に行われているか。
- (3) 市に継承された「財団法人羽村ふれあい地域づくり公社」が実施していた事務の執行にあたっては、市民の福祉の増進、市民サービスの向上に努め実施されているか。

第2 監査の結果

監査の結果、各事務とも適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、監査における個別意見は次のとおりである。

- 「ふれあい地域づくり公社」は、コミュニティ活動の推進、国際交流の推進、地域緑化の推進及び関連する公共施設の管理など幅広い分野で事業展開を行い、その役割を果たしてきた。現時点で解散したことは、今日の社会状況の変化と国の政策（公益法人改革）に沿った合理的な改革であることを確認した。
- 「ふれあい地域づくり公社」が実施していた事業は綿密な事業評価を基に、市に継承された。
- 「ふれあい地域づくり公社」の残余財産5億751万4,463円は全額羽村市に寄附され、財政調整基金積立金に4億9,751万4,463円、緑化推進基金として1,000万円が積み立てられ、会計処理及び管理運用は適正に行われていることが認められた。「ふれあい地域づくり公社」に対する出えん金は4億9千万円であり、その額を上回り清算事務を終了された。清算事務はすべて関係者の努力で円滑に終了した。